

	種別	質問	回答
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「プラン」という）への家族の署名について、コロナにより電話等で説明をした場合は支援経過記録に記入している。利用者には署名をもらっているが、家族からは署名をもらえない場合がある。家族の署名はなくてもよいか。	<p>よい。</p> <p>基準上、利用者又は家族に説明し、利用者が同意すればよいこととしている。プランに対する家族の同意という意味での署名は不要。家族が説明を受けたことを示す署名であるなら、利用者の同意はあるため、事業者側分の記録のみでも問題ないが、トラブルを回避するために署名もらうという対応も考えられる。</p> <p>参考：世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例第27条第6項</p>
2	地域密着型通所介護	柔道整復師は、「認知症介護に係る基礎的な研修」の受講対象外としてよいか。	<p>よい。</p> <p>列举は、多く想定される資格の例示にすぎない。「各資格のカリキュラム等において認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得しているか」によるが、習得していると考えられ、受講の義務付けの対象外となる。</p> <p>参考：東京都「認知症介護基礎研修に関するよくあるご質問」 （東京都福祉保健局ホームページ 高齢者＞講座・催し物＞東京都認知症介護研修について＞認知症介護基礎研修eラーニングについて）</p>